

# 報 道 資 料

平成 24 年 5 月 28 日  
総 務 部 総 務 課  
県政情報係 新谷、石田  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2349、2388

## 奈良県情報公開審査会の第 136 号答申について

公文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第 144 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 24 年 5 月 25 日
- ◎ 実 施 機 関：土木部 道路建設課
- ◎ 対 象 公 文 書：郡山土木事務所で保管している県道大和郡山広陵線に係る土地取得台帳（平成 8 年度分から平成 12 年度分まで）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：一部開示決定
  - 不 開 示 部 分：1 借地権設定がある土地についての借地権に係る補償額  
2 借地権設定がある土地に係る補償額
  - 不 開 示 理 由：旧条例第 10 条第 2 号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

#### 1 本件公文書について

本件公文書は、用地事務処理要領第 56 条の規定により、用地取得に関する事務を記録するため備え付けることとされている平成 8 年度から平成 12 年度までの県道大和郡山広陵線に係る土地取得台帳である。

本件土地取得台帳には、実施機関が所得した土地ごとにその所在、現況地目、面積、単価、取得金額、所有者の住所氏名、契約締結年月日等が記載されている。また、借地権設定がある土地については、借地権者の住所氏名及び借地権に係る補償額が記載されている。

#### 2 旧条例第 10 条第 2 号該当性について

旧条例第 10 条第 2 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、学歴、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報」、「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「ウ 法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、本件不開示情報については、旧条例第 10 条第 2 号に該当するとしているので、以下検討する。

実施機関が公共事業に必要な土地を取得する場合、当該土地の取引価格は地価公示法第 6 条の規定による公示価格や近傍類地の取引価格等に基づき算定され、当該価格は、当該土地の客観的性状から推認し得る一定の範囲内の価格であることから、一般人であればおおその見当をつけることができるので、借地権設定のある土地についても買収金額の総額については、既に単価及び面積は開示されている。しかし、実施機関の説明によると、土地所有者と借地権者間の買収金額の総額の案分については、実務上、当事者間の協議により決定することとしていることから、一般人ではおおその見当をつけることができるものとはいえないとのことである。

そうすると、本件不開示情報は、個人の財産の状況に関する情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であり、旧条例第 10 条第 2 号本文に掲げる情報に該当する。また、一般人ではおおその見当をつけることができるものとはいえないことから、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」ではないので同号ただし書イに該当しない。さらに、「法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報」及び「法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」ではないことから、同号ただし書ア及びウのいずれにも該当しない情報である。

したがって、本件不開示情報については、旧条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当する。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	5月10日		
② 決定	平成23年	5月24日	付けで一部開示決定	
③ 異議申立て	平成23年	6月14日		
④ 諮問	平成23年	7月1日		
⑤ 経過	平成23年	12月13日	第150回審査会	審議
	平成24年	1月31日	第151回審査会	審議
	平成24年	3月16日	第152回審査会	審議
	平成24年	5月15日	第153回審査会	審議